|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 一般則　条 項 | 対　応　事　項 | 備　考 |
|  | 第55条第1項第1号【境界線】【警戒標】 | １ 　事業所の境界線は（ ）により明示します。２ 　警戒標は，外部から明瞭に識別できる大きさで事業所の出入口付近に掲げます。　　計画　：　　　　　　箇所 | □添付書類No.　　 |
| 特殊塩素 | 第55条第1項第2号【保安距離】 | 　消費施設は，その貯蔵設備（貯蔵能力が3,000kg未満の特殊高圧ガスのもの及び貯蔵能力が1,000kg以上3,000kg未満の液化塩素のものに限る。）及び減圧設備の外面から，第一種保安物件（　　　　　）に対し第一種設備距離以上，第二種保安物件（　　　　　）に対し第二種設備距離以上の距離を確保します。 法定距離 Ｌ（　 ）＝ ｍ　　計画距離　＝　 ｍ 法定距離 Ｌ（　 ）＝ ｍ　　計画距離　＝　 ｍ | □添付書類No.　　 |
| 特殊塩素 | 第55条第1項 第3号【火気使用場所　との距離】 | １　特殊高圧ガスの消費設備のうち，貯蔵設備等は，その外面から火気（当該消費設備内の火気を除く。）を使用する場所に対し８ｍ以上の距離を確保します。　　　　　　　　　　　　　　　　計画距離　＝　 ｍ　２　距離が確保できない場合は，貯蔵設備等から漏えいしたガスに係る流動防止措置若しくは特殊高圧ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じます。 | 添付書類No.　　 |
| 燃 | 第55条第1項 第4号【滞留しない構造】 | 　可燃性ガスの消費設備を設置する室は，当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ＊ | 構造 |  |
|  | ２方向以上の開口部・換気装置 | 空気より軽い |
|  | 床面まで開放した２方向以上の開口部・換気装置 | 空気より重い |

 | □添付書類No.　　 |
|  | 第55条第1項 第5号【 材　 料 】 | １　消費設備に使用する材料は，ガスの種類，性状，温度，圧力等に応じ，当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し，安全な化学的成分及び機械的性質を有するものとします。２　特定設備に使用する材料は，特定則第11条及び第36条の規定若しくは第51条の規定に基づくものとします。 | □添付書類No.　　 |
|  | 第55条第1項 第6号【 基　 礎 】 | １　消費設備の基礎は，不同沈下等により当該消費設備に有害なひずみが生じないようなものとします。２　貯槽（貯蔵能力が100ｍ3又は1,000kg以上のものに限る。）の支柱（支柱のない貯槽にあつては，その底部）は，同一の基礎に緊結します。 | □添付書類No.　　 |
| 特殊塩素 | 第55条第1項 第7号【耐圧性能】【気密性能】 | １　貯蔵設備等（容器を除き，貯蔵設備については貯蔵能力が3,000kg未満の特殊高圧ガスのもの及び貯蔵能力が1,000kg以上3,000kgであるものに限る。）は，水その他の安全な液体を使用する常用の圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験（液体を使用することが困難である場合には，空気，窒素等の気体を使用する常用の圧力の1.25倍以上の圧力で行う耐圧試験）又は大臣が適切であると認める者が行う耐圧試験に合格するものとします。２　１の貯蔵設備等は，常用の圧力以上で行う気密試験又は大臣が適切であると認める者が行う気密試験に合格するものとします。３　特定設備は，特定則に定められる耐圧試験及び気密試験に合格するものとします。 | □添付書類No.　　 |
|  | 第55条第1項 第8号【 強　度 】 | １　貯蔵設備等は，常用の圧力又は常用の温度で発生する最大の応力に対し十分な強度又は大臣が認める者が製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有するものとします。２　特定設備の強度は，特定則第12条又は第51条の規定によるものとします。 | □添付書類No.　　　　 |
| 特殊 | 第55条第1項 第9号【排気ダクト】 | 特殊高圧ガスの消費設備から排出されるガスが当該消費設備以外の消費設備から排出されるガスと相互に反応することにより災害の発生するおそれがある場合には，それぞれの消費設備と除害設備との間の配管（排気ダクト）の系統を別にします。 | □添付書類No.　　　　　　　 |
| 特殊 | 第55条第1項 第10号【排気ダクトの気密構造】 | 特殊高圧ガスの消費設備（貯蔵設備等を除く。）及び除害設備並びに当該消費設備に係る排気ダクトは，気密な構造とします。 | □添付書類No.　　　 |
|  | 第55条第1項 第11号【たい積　しにくい構造】 | １　ジシラン，ホスフィン及びモノシランの排気ダクトは，排気中の生成物がたい積しにくい構造とします。２　当該排気ダクトを定期的に点検し，当該排気ダクトに生成物がたい積していた場合には，速やかに除去します。 | □添付書類No.　　　 |
| 特殊 | 第55条第1項 第12号【緊急避難】 | 　特殊高圧ガスの消費設備を設置する室は，緊急時に容易に避難できる構造とします。 | □添付書類No.　　　 |
|  | 第55条第1項 第13号【圧力計】【安全装置】 | １　貯蔵設備等には，大臣が定めるところにより，圧力計を設置します。　　 　　　　　　　　　　　設置数　： 基２　当該設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に，直ちに許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設けます。　　　　安全弁 設置数 ： 基　　　その他の安全装置( 　　　　)設置数 ： 基 | □添付書類No.　　　 |
|  | 第55条第1項 第14号【放出管】 | １　前号の規定で設けた安全装置のうち，安全弁・破裂板には放出管を設けます。２　放出管の開口部の位置は，［除外設備内・排気ダクト内］とします。 |  |
|  | 第55条第1項 第15号【逆流防止装置】 | 特殊高圧ガス，液化アンモニア又は液化塩素の消費設備に係る減圧設備と当該ガスの反応（燃焼を含む。）のための設備との間の配管には，逆流防止装置を設けます。 | □添付書類No.　　 |
| 燃 | 第55条第1項 第16号【負圧防止】 | 可燃性ガス低温貯槽には，当該貯槽の内部の圧力が外部の圧力より低下することにより当該貯槽が破壊することを防止するための措置を講じます。 | □添付書類No.　　 |
| 特殊 | 第55条第1項 第17号【置換】 | １　特殊高圧ガスの消費設備は，その内部のガスを [ 不活性ガス（特定不活性ガスを除く。以下この号において同じ。）により置換・真空排気 ]できる構造とします。２　一の種類の特殊高圧ガスの配管内に不活性ガスを供給する配管は，他の種類のガスその他流体（当該一の種類のガスと相互に反応することにより災害の発生するおそれがあるものに限る。）に係る不活性ガスの供給配管と系統を別にします。 ［相互に反応するガス］　（　　　　　　　）　と　（　　　　　　　　） | □添付書類No.　　 |
| 特殊 | 第55条第1項 第18号【緊急遮断措置】 | 　特殊高圧ガスの貯蔵設備に取り付けた配管には，当該ガスが漏えいしたときに安全に，かつ，速やかに遮断するための措置を講じます。 | □添付書類No.　　 |
| 特殊 | 第55条第1項 第19号【異常発見措置】 | 特殊高圧ガスの消費設備に係る排気ダクトには，微差圧力計の設置等の異状を早期に発見するための措置を講じます。 | □添付書類No.　　 |
|  | 第55条第1項 第20号【保安電力等】 | １　対象設備に対し，停電等により当該設備の機能が失われることのないよう保安電力等の措置を講じます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ＊ | 　　保安電力等設備　　　　　　　　　　 | 買電 | 自家発電 | 蓄電池装置 | エンジン駆動発電 | スチームタービン駆動発電 | 空気又は窒素だめ |
|  | 防消火設備 |  |  |  |  |  | ― |
|  | ガス漏えい検知警報設備 |  |  |  | ― | ― | ― |
|  | 緊急遮断装置 |  |  |  | ― | ― |  |
|  | 毒性ガス除害設備 |  |  |  |  |  | ― |
|  | 非常照明設備 |  |  |  | ― | ― | ― |
|  | 通報設備 |  |  |  | ― | ― | ― |

２　非常照明又は通報設備で通常電池を使用するものにあっては，常時使用できる予備電池を保有するか，充電式電池のものとします。 | □添付書類No.　　 |
| 特殊 | 第55条第1項 第21号【除害措置】 | 特殊高圧ガスの消費設備から排出されたガス（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）による置換により排出されたものを含む。）は，当該特殊高圧ガスの除害設備により除害をします。 | □添付書類No.　　 |
|  | 第55条第1項 第22号【除害措置】 | 特殊高圧ガス，液化アンモニア又は液化塩素の消費設備には，当該ガスが漏えいしたときに安全に，かつ，速やかに除害するための措置を講じます。 | □添付書類No.　　 |
|  | 第55条第1項 第23号【 接　合 】 | １　特殊高圧ガス，液化アンモニア又は液化塩素の消費設備に係る配管，管継手及びバルブの接合は，溶接により行います。２　溶接によることが適当でない場合は，保安上必要な強度を有するフランジ接合又はねじ接合継手により行います。

|  |  |
| --- | --- |
| ＊ | フランジ・ねじ接合継手による接合箇所 |
|  | しばしば分解して，清掃，点検，修理をしなければならない箇所 |
|  | 特に腐食が起こりやすいことにより，当該部分をしばしば点検又は交換する必要のある箇所 |
|  | 定期的に分解して内部の清掃，点検，修理をしなければならない反応器，塔槽，熱交換器又は回転機械と接合する箇所 |
|  | 修理，清掃又は点検時に仕切板の挿入を必要とする箇所又は伸縮継手の接合箇所 |

 | □添付書類No.　　 |
|  | 第55条第1項 第24号【 二重管 】 | １　特殊高圧ガス，液化アンモニア又は液化塩素の消費設備に係る配管は，必要な箇所を二重管とします。２　二重管には，当該ガスの漏えいを検知するための措置を講じます。（当該配管をさや管その他の防護構造物の中に設置することにより，配管の破損を防止し，かつ，漏えいしたガスが周辺に拡散することを防止する措置を講じている場合を除く。） | □添付書類No.　　 |
| 燃 | 第55条第1項 第25号【静電気除去措置】 | １　可燃性ガスの消費設備には，当該設備に生ずる静電気を除去する措置を講じます。２　接地抵抗は，総合100Ω（避雷設備を設けたものは10Ω）以下とします。 | □添付書類No.　　 |
|  | 第55条第1項 第26号【ガス漏えい　検知警報設備】 | １　ガス漏えい検知警報設備の検出部の設置場所並びに設置数は，適切なものとします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＊ | 設置場所 | 設置基準・法定数 | 計画 |
|  | 屋内消費設備ガスが漏えいしやすい場所 | 設備群の周囲１個/10 ｍ以上 | 　　個 | 　　個 |
|  | 屋外消費設備ガスが漏えいしやすい場所 | 設備群の周囲１個/20 ｍ以上 | 　　個 | 　　個 |

２　検出部の設置高さは，ガスの比重等に対し適切な高さとします。３　警報を発する場所は，関係者が常駐する場所（　　　　　　　　　　　）とします。 | □添付書類No.　　 |
|  | 第55条第1項 第27号【防消火設備】 | 消費施設（液化塩素に係るものを除く。）には，その規模に応じて，適切な防消火設備［水噴霧装置・散水装置・固定式放水銃・移動式放水銃・放水砲・消火栓・消火器］を適切な箇所に設けます。 | □添付書類No.　　 |
| 特殊 | 第55条第1項 第28号【通報設備】 | 特殊高圧ガスの事業所内で緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置を講じます。

|  |  |
| --- | --- |
| 通 報 範 囲 | 通　報　設　備 |
| 保安統括者等が常駐する事務所と現場事務所・現場事務所相互間 | ［ページング設備・構内電話・構内放送設備・インターホーン］ |
| 事業所内全体 | ［ページング設備・構内放送設備・サイレン・携帯用拡声器・メガホン］ |
| 作業員相互間 | ［ページング設備・携帯用拡声器・トランシーバー・メガホン］ |

※メガホンは事業所内面積が1,500ｍ2以下の場合に限る | □添付書類No.　　 |
|  | 第55条第1項 第29号【バルブ等の操作のための措置】 | 消費設備に設けたバルブ等には，作業員が当該バルブ等（操作ボタン等により開閉する場合にあっては，当該操作ボタン等）,適切に操作できるように次の措置を講じます。(1)　バルブ等に名称・番号等を明記した標示をするとともに，当該バルブの開閉方向を明示します。(2)　バルブ等（操作ボタンにより開閉するものを除く。）に係る配管には，内部の流体を名称又は塗色で示すと共に，流れ方向を表示します。(3)　特に保安上重大な影響を与えるバルブ等には，開閉状態を明示する機能を取り付け，安全弁の元弁その他通常使用しないバルブ等には，施錠,封印等の措置を講じます。(4)　バルブ等を確実に操作するための足場を設けます。(5)　バルブ等の操作に必要な照度を確保します。 | □添付書類No.　　 |
|  | 第55条第1項 第30号【沈下状況測定】 | １　貯槽には，沈下状況を測定するための措置を講じ，その沈下状況を測定します。２ 　沈下している場合は，適切な措置を講じます。 | □添付書類No.　　 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 一般則　条 項 | 対　応　事　項 | 備　考 |
|  | 第55条第2項第1号【火気使用制限】 | １　特定高圧ガスの貯蔵設備等の周囲５ｍ以内においては，火気（当該設備内のものを除く。）の使用を禁じ，かつ，引火性又は発火性の物を置きません。２　上記によらない場合は，当該設備と火気等を使用する場所との間に流動防止措置又はガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じます。 | □添付書類No.　　 |
| 酸素 | 第55条第2項第2号【酸素の消費】 | 液化酸素の消費は，バルブ及び消費に使用する器具の石油類，油脂類その他可燃性の物を除去した後にします。 | □添付書類No.　　 |
|  | 第55条第2項第3号【日常点検】 | １　特定高圧ガスの消費は，消費設備の使用開始時，使用終了時に当該設備の属する消費施設の異常の有無を点検します。２　１日に１回以上，頻繁に消費設備の作動状況について点検します。３　異常があるときは，当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じます。 | □添付書類No.　　 |
|  | 第55条第2項第4号【充塡容器】 | 　消費設備に特殊高圧ガスの充塡容器等を接続した後及び当該充塡容器等を取り外す前には，当該充塡容器等のバルブを閉じた状態で当該消費設備（当該特殊高圧ガスと他の種類のガスその他の流体とが相互に反応することにより，災害の発生するおそれがある部分に限る。以下この号において同じ。）の内部のガスを不活性ガスにより置換し，又は当該消費設備の内部を真空にします。 | □添付書類No.　　 |
|  | 第55条第2項第5号【修理等】イロハニホ | 消費設備の修理等及びその後の消費は，次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行います。１　修理等をするときは，あらかじめ，修理等の作業計画及び当該作業の責任者を定め，修理等は当該作業計画に従い，かつ，当該責任者の監視の下に行います。２　異常があったときに直ちにその旨を当該責任者に通報するための措置を講じます。　可燃性ガス，毒性ガス又は酸素の消費設備の修理等をするときは，危険を防止するための措置を講じます。　修理等のため作業員が消費設備を開放し，又は消費設備内に入るときは，危険を防止するための措置を講じます。　消費設備を開放して修理等をするときは，当該消費設備のうち開放する部分に他の部分からガスが漏えいするのを防止するための措置を講じます。　修理等が終了したときは，当該消費設備が正常に作動することを確認した後でなければ消費をしません。 | □添付書類No.　　 |
|  | 第55条第2項第6号【バルブに過大な力を　加えない措置】 | 製造設備に設けたバルブを操作する場合には，バルブの材質，構造及び状態を勘案して，過大な力が加わらないよう必要な措置を講じます。 | □添付書類No.　　 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 液石則　条 項 | 対　応　事　項 | 備　考 |
|  | 第53条第1項第1号【境界線】【警戒標】 | １ 　事業所の境界線は（ ）により明示します。２ 　警戒標は，外部から明瞭に識別できる大きさで事業所の出入口付近に掲げます。　　計画　：　　　　　　箇所 | □添付書類No.　　 |
|  | 第53条第1項第2号【保安距離】 | 　消費施設は，その減圧設備の外面から，第一種保安物件（　　　　　）に対し第一種設備距離以上，第二種保安物件（　　　　　）に対し第二種設備距離以上の距離を確保します。 法定距離 Ｌ（　 ）＝ ｍ　　計画距離　＝　 ｍ 法定距離 Ｌ（　 ）＝ ｍ　　計画距離　＝　 ｍ | □添付書類No.　　 |
|  | 第53条第1項 第3号【火気使用場所　との距離】 | １　液化石油ガスの消費設備のうち，貯蔵設備等は，その外面から火気（当該消費設備内の火気を除く。）を使用する場所に対し８ｍ以上の距離を確保します。　　　　　　　　　　　　　　　　計画距離　＝　 ｍ　２　距離が確保できない場合は，貯蔵設備等から漏えいしたガスに係る流動防止措置若しくは液化石油ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じます。 | 添付書類No.　　 |
|  | 第53条第1項 第4号【滞留しない構造】 | 　消費設備を設置する室は，液化石油ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ＊ | 構造 |  |
|  | ２方向以上の開口部・換気装置 | 空気より軽い |
|  | 床面まで開放した２方向以上の開口部・換気装置 | 空気より重い |

 | □添付書類No.　　 |
|  | 第53条第1項 第5号【ガス漏えい　検知警報設備】 | １　ガス漏えい検知警報設備の検出部の設置場所並びに設置数は，適切なものとします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＊ | 設置場所 | 設置基準・法定数 | 計画 |
|  | 屋内消費設備ガスが漏えいしやすい場所 | 設備群の周囲１個/10 ｍ以上 | 　　個 | 　　個 |
|  | 屋外消費設備ガスが漏えいしやすい場所 | 設備群の周囲１個/20 ｍ以上 | 　　個 | 　　個 |

２　検出部の設置高さは，ガスの比重等に対し適切な高さとします。３　警報を発する場所は，関係者が常駐する場所（　　　　　　　　　　　）とします。 | □添付書類No.　　 |
|  | 第53条第1項 第6号【耐圧性能】【気密性能】 | １　貯蔵設備等は，水その他の安全な液体を使用する常用の圧力の1.5倍以上の圧力で行う耐圧試験（液体を使用することが困難である場合には，空気，窒素等の気体を使用する常用の圧力の1.25倍以上の圧力で行う耐圧試験）又は大臣が適切であると認める者が行う耐圧試験に合格するものとします。２　貯蔵設備等は，常用の圧力以上で行う気密試験又は大臣が適切であると認める者が行う気密試験に合格するものとします。３　特定設備は，特定則に定められる耐圧試験及び気密試験に合格するものとします。 | □添付書類No.　　 |
|  | 第53条第1項 第7号【 材　 料 】 | １　消費設備に使用する材料は，液化石油ガスの性状，温度，圧力等に応じ，当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し，安全な化学的成分及び機械的性質を有するものとします。２　特定設備に使用する材料は，特定則第11条及び第36条の規定若しくは第51条の規定に基づくものとします。 | □添付書類No.　　 |
|  | 第53条第1項 第8号【 基　 礎 】 | １　消費設備の基礎は，不同沈下等により当該消費設備に有害なひずみが生じないようなものとします。２　貯槽（貯蔵能力が100ｍ3又は1,000kg以上のものに限る。）の支柱（支柱のない貯槽にあつては，その底部）は，同一の基礎に緊結します。 | □添付書類No.　　 |
|  | 第53条第1項 第9号【 強　度 】 | １　貯蔵設備等は，常用の圧力又は常用の温度で発生する最大の応力に対し十分な強度又は大臣が認める者が製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有するものとします。２　特定設備の強度は，特定則12条又は51条の規定によるものとします。 | □添付書類No.　　　　 |
|  | 第53条第1項 第10号【負圧防止】 | 低温貯槽には，当該貯槽の内部の圧力が外部の圧力より低下することにより当該貯槽が破壊することを防止するための措置を講じます。 | □添付書類No.　　 |
|  | 第53条第1項 第11号【圧力計】【安全装置】 | １　貯蔵設備等（圧縮ガスの減圧設備を除く。）には，大臣が定めるところにより，圧力計を設置します。　　 　　設置数　： 基２　当該設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に，直ちに許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設けます。　　　　安全弁 設置数 ： 基　　　その他の安全装置( 　　　　)設置数 ： 基 | □添付書類No.　　　 |
|  | 第53条第1項 第12号【静電気除去措置】 | １　消費設備には，当該設備に生ずる静電気を除去する措置を講じます。２　接地抵抗は，総合100Ω（避雷設備を設けたものは10Ω）以下とします。 | □添付書類No.　　 |
|  | 第53条第1項 第13号【防消火設備】 | 消費施設には，その規模に応じて，適切な防消火設備［水噴霧装置・散水装置・固定式放水銃・移動式放水銃・放水砲・消火栓・消火器］を適切な箇所に設けます。 | □添付書類No.　　 |
|  | 第53条第1項 第14号【バルブ等の操作のための措置】 | 消費設備に設けたバルブ等には，作業員が当該バルブ等（操作ボタン等により開閉する場合にあっては，当該操作ボタン等）,適切に操作できるように次の措置を講じます。(1)　バルブ等に名称・番号等を明記した標示をするとともに，当該バルブの開閉方向を明示します。(2)　バルブ等（操作ボタンにより開閉するものを除く。）に係る配管には，内部の流体を名称又は塗色で示すと共に，流れ方向を表示します。(3)　特に保安上重大な影響を与えるバルブ等には，開閉状態を明示する機能を取り付け，安全弁の元弁その他通常使用しないバルブ等には，施錠,封印等の措置を講じます。(4)　バルブ等を確実に操作するための足場を設けます。(5)　バルブ等の操作に必要な照度を確保します。 | □添付書類No.　　 |
|  | 第53条第1項 第15号【沈下状況測定】 | １　貯槽には，沈下状況を測定するための措置を講じ，その沈下状況を測定します。２ 　沈下している場合は，適切な措置を講じます。 | □添付書類No.　　 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 液石則　条 項 | 対　応　事　項 | 備　考 |
|  | 第53条第2項第1号【火気使用制限】 | １　特定高圧ガスの貯蔵設備等の周囲５ｍ以内においては，火気（当該設備内のものを除く。）の使用を禁じ，かつ，引火性又は発火性の物を置きません。２　上記によらない場合は，当該設備と火気等を使用する場所との間に流動防止措置又はガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じます。 | □添付書類No.　　 |
|  | 第53条第2項第2号【日常点検】 | １　液化石油ガスの消費は，消費設備の使用開始時，使用終了時に当該設備の属する消費施設の異常の有無を点検します。２　１日に１回以上，頻繁に消費設備の作動状況について点検します。３　異常があるときは，当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じます。 | □添付書類No.　　 |
|  | 第53条第2項第3号【修理等】イロハニホ | 消費設備の修理等及びその後の消費は，次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行います。１　修理等をするときは，あらかじめ，修理等の作業計画及び当該作業の責任者を定め，修理等は当該作業計画に従い，かつ，当該責任者の監視の下に行います。２　異常があったときに直ちにその旨を当該責任者に通報するための措置を講じます。　消費設備の修理等をするときは，危険を防止するための措置を講じます。　修理等のため作業員が消費設備を開放し，又は消費設備内に入るときは，危険を防止するための措置を講じます。　消費設備を開放して修理等をするときは，当該消費設備のうち開放する部分に他の部分からガスが漏えいするのを防止するための措置を講じます。　修理等が終了したときは，当該消費設備が正常に作動することを確認した後でなければ消費をしません。 | □添付書類No.　　 |
|  | 第53条第2項第4号【バルブに過大な力を　加えない措置】 | 製造設備に設けたバルブを操作する場合には，バルブの材質，構造及び状態を勘案して，過大な力が加わらないよう必要な措置を講じます。 | □添付書類No.　　 |